

岡山県人権教育推進委員会第56回会議開催要項

日 時 令和7年8月20日（水）

15:00～17:00

場 所 ピュアリティまきび

会 議 次 第

1 開 会

2 審議日程

3 会長・副会長の選任

4 議 事

- （1）「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について
（令和6年度の実績）
- （2）「第6次岡山県人権政策推進指針（仮称）」の策定状況について
- （3）社会全体のデジタル化が進展する中、人権教育を推進するにあたって留意すべき事や効果的な取組等について

5 その他

6 閉 会

岡山県人権教育推進委員会第56回会議のまとめ（概要）

日 時：令和7年8月20日（水）

15：00～17：00

場 所：ピュアリティまきび

1 開会

2 審議日程

3 会長・副会長の選任

- ・桑原会長、吉利副会長、小西副会長を選出

4 議事

（1）「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について

○令和6年度 of 取組実績

- ・事務局及び各幹事から資料に基づき説明

（委員）

院内学級は義務教育までにとどまっており、高校進学後に学びの場がなくなる課題が全国的にあると思う。高校進学後も学び続けられる環境をどう整備すべきか教えてほしい。

（教職員課長）

高校では通信制など一定の学びの機会は保障されており、院内学級の設置要望がなく、設置には至っていないのが現状である。

（委員）

今後状況が変化する可能性もあるため、実態を正確に把握する手順やマニュアルの整備を検討してほしい。

（委員）

資料の「障害」の表記について、保健体育課は「害」をひらがなで表現している。他課は漢字表記が多いが、文字の持つ印象を考慮し、ひらがな表記の意義があると感じている。

「障害」の表記は今後も議論が必要だが、ひらがな表記がより良い影響を与えていると考えている。

総合教育センターの事業報告では、同和問題がいくつか扱われているが、具体的な記述は少ないため、研修等でどのように扱われているか教えてほしい。

(保健体育課長)

資料を見て初めて気づいたことだが、課内の担当も普段から気を付けており、このような表現になっていると思う。

(事務局)

表記については、知事部局の障害福祉課が担当し、県障害者施策推進審議会にて議論された結果そのようになっていると聞いている。

同和問題については、若い世代や管理職の理解が十分とはいえない現状があるため、渋染一揆資料館の現地研修などを通じて知ってもらうことから取組を始めていると承知している。

(委員)

認知症の方々は、社会的な偏見や人権侵害にさらされることが少なくない。教育現場でも、認知症サポーター養成講座などの取組が行われている学校もある。

県の長寿社会課などでは高齢者の課題に配慮していることは承知しているが、教育分野ではこのような高齢者、特に認知症の方の課題について、どのようなスタンスや取組で捉えているのか。

(事務局)

認知症については、長寿社会課が中高生向けにVR体験事業を展開している。実際に認知症を疑似体験することで、理解を深めることが重要だと考えている。また、小学校でも認知症サポーター養成講座などを実施しており、認知症が高齢者だけでなく若年層にも起こりうることを学ぶ機会を設けている。

人権教育を推進する上では、認知症の課題を幅広い視点で捉え、理解を促進する取組が必要だ。

(委員)

学校では人権学習の一環として、さまざまな地域課題に取り組んでいると思うが、令和6年度の実績では、高齢者に関する人権課題を扱った学習活動が小中高あわせて155件あったと報告されている。特に小学校での取組が多い状況であり、年度ごとに内容を工夫しながら高齢者について学ぶ機会を設けているよう認識している。今後も新たな仕組みを活用し、さらに高齢者の人権課題への理解が深まるよう、積極的に取組を進めていきたい。

(委員)

私は若年性認知症にも対応しており、65歳未満の方々の相談も受けている。過去には、お母さんが認知症を発症し、息子さんが学校に通えなくなったというケースも経験した。そのような状況からも、子どもが自ら偏見を持つことはなく、大人が正しい知識や理解を伝えることが重要であると感じている。認知症については、親御さんが誤った先入観を持っている場合もあるため、子どもたちにはできるだけ早い段階で正しい情報や対応を学んでもらいたいと考えている。

(委員)

人権教育・生徒指導課が令和6年度に生命（いのち）の安全教育に関わる保護者向けリーフレットを作成したとあるが、どのような内容で、どこで手にいれることができるか。

(事務局)

このリーフレットは、令和6年度までに中高生向け、小学生向け、保護者向けの3種類を毎年作成しているものである。内容は、子どもが家庭や学校で示す心身や行動の変化に保護者が気づくための啓発資料であり、性暴力被害やプライベートゾーンについても具体的に説明している。性暴力被害を受けた場合の対応や、保護者が注意すべき点やチェックリストも掲載されている。

リーフレットはホームページで公開されており、2次元コードからも関連情報にアクセスできるため、活用いただければありがたい。

(委員)

日本語指導が必要な児童生徒等が在籍している学校の担当者を対象とした協議会を開催し、昨年度18名が参加したとあるが、県内に日本語指導が必要な児童生徒数は252名に増加している。この大幅な増加に対して、どのような対策を考えているのかが一つの課題である。

外国人やインバウンドの増加に伴い、日本社会全体でも外国人に対する関心が高まっており、他自治体でもシビアな事例が報告されている。

そのため、人権教育だけでなく、行政のコンセプトとして多文化共生の教育推進も同時に進められているはずであり、外国人に限らず様々な課題を抱える多様な人々と共生する社会の構築が求められていると考える。多文化共生に関する教育担当者や人権教育担当者が連携し、限られたリソースやノウハウを共有してより良い体制を作ることが今後の方向性であると認識している。こうした連携や情報共有の機会が設けられているかについても、今後の課題として注目していきたい。

(義務教育課長)

令和５年度の文部科学省調査によれば、本県の日本語指導が必要な児童生徒は２５２名であり、平成２４年の９９名から年々増加している状況である。研修についてはオンラインや文科省のアドバイザーを活用したものを常時実施している。

支援方法の一例として、市町村教育委員会が主体となり、ポケトークや支援員、通訳者などを必要に応じて活用している。また県教委では、市町村教委の担当者を集めた連絡協議会を開催し、情報共有や国の最新状況の伝達を行う体制を整えている。

(人権教育・生徒指導課長)

教育委員会単独で多文化共生の専門的な取組を実施する例は少ないが、知事部局の国際課が中心となり共生社会についての検討が進められており、教育委員会も代表者を派遣して参画している状況である。限られたリソースを有効に活用する視点は重要であり、今後とも研究を進める必要がある。

教育現場では、通常の授業を通じて子どもたちが多様な意見を尊重し合い、違いを認め合う環境づくりを推進している。こうした日常的な教育活動が多文化共生の基盤となるため、引き続き連携を深めていきたい。

(２)「第６次岡山県人権政策推進指針（仮称）」の策定状況について

・事務局から資料に基づき説明

(委員)

インターネット上の人権侵害を課題横断的な大項目として位置づけたことは、現代社会の動きや状況を的確に反映したものであると感じている。このような方向性で人権教育や対策を進めていくべきだと考えており、都市行政の立場からも今後の取組に大いに期待している。

(委員)

人権政策推進骨子案の第６次指針案において、「ハンセン病患者・元患者及び家族」という表現に家族が含まれたことは非常にありがたいことである。ただし、現状では日本にハンセン病の患者は存在しておらず、「ハンセン病元患者及びその家族」とする方が実態に合うが、そのように標記することは可能か。

(事務局)

国の第２次計画では「ハンセン病患者・元患者及びその家族」と明記されており、県の指針もその標記に沿ったものと思う。いただいた意見については、関係機関に伝えていく。

(3) 社会全体のデジタル化が進展する中、人権教育を推進するにあたって留意すべき事や効果的な取組等について

- ・事務局から資料に基づき説明

(委員)

令和4年11月に国が実施した人権擁護に関する世論調査によれば、関心がある人権課題として「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が最も多く挙げられ、過去5年前の調査から10%増加し、53%となっている。デジタル化が進む中で、インターネットに関連する人権課題への関心が一層高まっていることが背景にあると考えられる。

早島町では、人権教育推進協議会を通じて地域住民や関係者が連携し、年次総会や研修会を開催している。各学校の取組や、PTA活動についても情報共有の機会が設けられており、令和6年度には中学校で「デジタル時代の人権教育」に関する講演を実施した事例がある。

人権教育では、年度ごとに状況や課題が変化するため、同じ内容を繰り返すのではなく、時代に合わせて内容を進化させていくことが重要であると考えている。また、早島町では保育園から中学校までの保護者が集まる会議を定期的に開催し、昨年度はプライベートゾーンや性教育について、今年度はネット犯罪と子どもたちをテーマに取り上げるなど、保護者の意識や社会的課題に対応した取組を進めている。こうした活動を通じて、保護者の方々の意識も徐々に変化していることを実感している。

(委員)

近年、生成AIの普及や急激に変化するメディア環境の中で、偽情報や誤情報が溢れ、児童生徒を取り巻く新たな人権課題が顕著になっている。特に生成AIの不適切利用によるフェイクニュース、スマホやタブレットPCを使った悪質な隠し撮りや盗撮行為、悪意に満ちた写真加工、認識不足による不正アクセスなどは、重大な人権侵害につながる可能性が高い。

これらの問題に対応するためには、メディアリテラシー教育の充実が不可欠であり、児童生徒が情報を正しく見極める力を身に付ける必要がある。さらに、保護者への研修においても、写真撮影時に子どもの承諾を得る、画像の送信前にも必ず同意を得るといった基本的な配慮の大切さを伝える必要がある。自身の権利を意識できるような教育を行うことで、人権侵害を未然に防ぐ環境づくりが可能となる。

(委員)

あらゆる人権侵害や誹謗中傷、性的マイノリティ、リベンジポルノ、生徒指導の課題などが、インターネットを媒介として発生している。高校生はインターネットの利用が非常に多く、時には望ましくないネットワークにも関わっている現状がある。

根本的な解決には、インターネットの正しい取り扱いや、情報の選択・真偽の見極める力を育成することが不可欠である。人権に関する知識だけでなく、情報リテラシー教育を横断的に行い、学校経営目標にも人権教育を明確に位置づける必要がある。

このような包括的な教育の推進が、人権侵害の未然防止につながると考えられる。

(委員)

デジタル化の進展により、インターネット上の誹謗中傷や性的マイノリティへの偏見など、さまざまな人権課題が顕在化している。こうした問題の背景には、企業や社会に根強く残る無意識のバイアス（アンコンシャス・バイアス）が存在しており、これが議論や意思決定に影響を及ぼしている。特に日本では「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別役割意識が根強く残っているため、ジェンダーに関する偏見や固定観念を払拭することが社会の命題となっている。

日本の雇用の99.7%を担う中小企業では、社員やその家族が多数働いており、教育現場だけでなく、職場でも継続的な人権教育を推進することが重要である。企業が年に1回でも社員とともに人権や多様性について学ぶ機会を設けることで、社会全体の意識改革につながると考えられる。

一方、教育現場では、子どもたちは真っ白な状態から成長するため、幼少期からの保護者や周囲の大人による適切な教育や情報提供が不可欠である。最近では、デジタル機器に頼った育児や体験学習の機会の減少が懸念されている。保護者自身が正しい知識や価値観を身につけ、子どもたちと積極的に関わることが、将来の健やかな成長を支える基盤となる。

社会全体で大人の意識改革を促し、家庭・企業・地域が一体となって人権教育や多様性理解を推進していくことが、次世代を守るために不可欠であると考えられる。

(委員)

人権教育は非常に幅広い分野にまたがっており、現状では各委員から指摘された課題だけでなく、他部局が担当する新人教育や関連する法律・条例なども十分に網羅しきれていない部分が多いと感じられる。そのため、関係部局との連携や役割分担が明確になることで、よりの確なアドバイスや対応が可能となると考えられる。

今後、指針やプランの策定過程では、パブリックコメントなどを通じて当事者の意見を積極的に取り入れることが重要である。たとえば、性的マイノリティや障害者、被災者など、さまざまな分野の権利擁護において、当事者のニーズや現状を反映した施策づくりが求められる。過去には、性的マイノリティの当事者と教育委員会が連携し、教職員向けのパンフレットを作成し、当事者にとって大きな支援となっている。

今後も当事者の声を広く集め、施策や指針に反映し、社会全体として人権尊重の意識を高めていくことが重要であると考えられる。

(委員)

岡山県には、国の方針に先んじて、国のモデルとなるような独自の取組や事例がいくつか存在しているかもしれない。岡山県独自の施策を打ち出すことで、全国の人権教育により良い形で貢献することができるのではないかと考える。

(委員)

部落差別については、1960年代の同和対策審議会答申以降、法整備や人権教育の推進が続けられてきた。2016年には部落差別解消推進法が成立し、現存する部落差別の解消が重要な課題であると明記された。特に、インターネット上における部落差別は深刻であり、部落の所在地や出身者が特定される、過去の部落地名総鑑がPDFや書籍として流通するといった事例も発生している。昨年12月には、こうした資料の差し止め判決が出たが、部落差別の問題は依然として残っている。

今後の人権教育においては、すべての人が権利の主体であることを認識し、行動できるような取組が重要である。学校現場でも、子どもたち自身が権利の主体であることを理解し、大人もそれを支える意識を持つべきである。人権教育は、単に差別をなくすだけでなく、すべての人が権利を享受できる社会の実現に向けて推進されるべきである。

(委員)

人権教育および人権啓発の推進に関する法律では、人権尊重の精神の涵養が目的とされ、国民にはその責任が課せられている。こうした法や各種白書、計画等において「共生社会」が重要なキーワードとして繰り返し示されており、すべての人々が互いの人権と尊厳を大切にし、支え合いながら生活する社会の実現が求められている。

岡山県においても、人権教育の基本理念や推進方針の中で共生社会の実現が明確に掲げられており、今後は「共生社会岡山」を祈念する日を設けることで、県全体が目標に向かって取組を進める契機となると考えられる。例えばハンセン病に関して言えば、長島と地元地域が邑久長島大橋によりつながった昭和63年5月9日が記念日として設定されている。共生社会の実現を象徴する祈念日を県独自で定めることが有意義である。目的や目標を明確にした上で、各部門が連携し、より実効性のある人権教育を推進すべきである。

(委員)

一通り委員から意見をいただいたが、委員からは以上でよろしいか。
事務局から何かあるか。

(人権教育・生徒指導課長)

長時間にわたり審議いただき、委員の皆様には貴重なご意見をいただき感謝している。教育の責任の重さや、教育への期待が大きいと感じているが、一方で教育だけに依存するのではなく、関係者全員がともに考え、協力して進めていく必要性も強く感じた。本日いただいた意見を参考に、今後も人権教育の推進に努め、来年度に向けてしっかりと取り組んでいく所存である。